

「旧市営西蔵町住宅敷地における市立認定こども園整備」に関する
説明会議事録

日 時	令和元年7月22日（月） 19:00～20:56
場 所	西蔵集会所
出 席 者	こども・健康部長 三井 幸裕 こども・健康部主幹施設整備担当課長 伊藤 浩一 都市建設部参事 山城 勝 都市建設部建築課長 尾高 尚純 教育委員会管理部長 岸田 太 教育委員会管理部管理課長 山川 範
事 務 局	こども・健康部子育て推進課 教育委員会管理部管理課
参 加 者 数	17人

1 次第

- (1) 開会
- (2) 説明
- (3) 質疑応答
- (4) 閉会

2 配布資料

当日配布資料

3 議事録

(事務局伊藤) それでは、項番1の実施設計の内容について、ご説明いたします。すべてを説明すると長くなり、質疑に時間を取りたいと考えておりますので、省略しながらご説明いたします。ご質問の際には詳細についてご説明したいと考えております。

2ページをご覧くださいませでしょうか。市立幼保連携型認定こども園実施設計について、項番1番整備の概要の表の右側をご覧ください。まず、上から名称として、(仮称)市立西蔵認定こども園でございます。設置場所は旧市営西蔵町住宅敷地を活用するものでございます。運営開始予定は令和3年4月を予定しております。敷地面積は約4985㎡、構造規模は鉄骨造地上2階建て、延床面積は約2000㎡、各階の面積はご覧のとおりです。配置室名としましては、認定こども園の運営に必要な保育室や職員室等を備えております。

項番 2 番の今後の主なスケジュールは、市民の方や保護者の方への実施設計の説明をこの 7 月に順次実施しております。工事着手については、現時点は実施事業者が決まっておりませんので、決定後の 10 月ごろに工事説明会を実施したいと思っております。3 ページは参考図書名を挙げております。

4 ページの現状図をご覧ください。フェンスの設置等変わっているところもありますが、近隣の皆様のご理解とご協力のもと、解体工事は終えております。

5 ページの配置図をご覧ください。敷地全体を上からみた図となっております。斜線の園舎は敷地の北側、南側には園庭という配置になっております。西側には送迎の来客用駐車場を 18 台用意し、右上に駐輪場として 28 台と 12 台のあわせて 40 台整備する予定です。28 台の駐輪場の右側には屋外傾斜路として、外部から屋上にあがることのできる経路を設けております。

6, 7 ページは園舎内の部屋の配置を記載しております。入口は図面の中央のエントランスを通過して入っていただきます。エントランス左側には調理室やランチルーム、エントランス右側には職員室、保健室、低年齢児の保育室がございます。7 ページは 2 階の部屋の配置図となっており、右側には遊戯室、中央に 3～5 歳の保育室があります。図面左側は 1 階の屋上ですが、広場がございます。

8 ページは屋上の平面図となっております。災害発生時は北への避難が原則であります。万が一、施設に避難する場合、屋上は子ども達が避難する可能性もありますが、地域の方が避難できるような活用も考えております。このこども園を地域の共有財産と考える一つでもあります。

9, 10 ページは建物を東西南北からみた立面図となっております。

11 ページは建物を縦切りにした断面を記載しています。6 ページにある印で縦に切った断面図でございます。

12, 13 ページはイメージの外観からみたパース図ということで、12 ページはエントランスから、13 ページは園庭からみたパース図となっております。

実施設計の概要については説明が以上となります。

(事務局山川) 私の方から市立幼稚園・保育所のあり方について説明をいたします。

14 ページは平成 29 年 2 月に地域の皆様や保護者の方にお示しした市の就学前施設の再編計画の全体像を図で示したものになります。ページの中央の太枠になっている伊勢幼稚園と新浜保育所から矢印がでている先に令和 3 年 4 月から西蔵町市営住宅敷地に幼保連携型の認定こども園を定員 186 人でそれぞれの施設からの子ども達をこども園で集約する

となっております。

次のページは伊勢幼稚園と新浜保育所、(仮称)市立西蔵認定こども園の工程表としてお示ししております。それぞれの施設で過ごす子ども達は令和2年度末で転園していただき、こども園で一緒に過ごしていただきます。伊勢幼稚園跡地は令和4年4月から私立の認定こども園を誘致する予定でございます。新浜保育所の跡地の活用につきましては、現在未定となっております。

私からは以上となっております。

(市民) こども園の建設はいつから議題にあがって決定したのか経緯説明をしてほしい。

(事務局伊藤) 旧市営西蔵町住宅敷地における市立認定こども園に関しては平成29年2月に市立幼稚園・保育所のあり方をお示ししたときに説明をさせていただいたのが、始まりでございます。新浜保育所は潮見圏域にありますが、現支援事業計画の見込みでは今後、潮見圏域は保育所の希望者数に対して施設の定員数のほうが多く、余剰分を不足している精道圏域に移動する必要があったため、今回の施設の整備に至ったという経緯がございます。

(市民) 誰が発議をしているのか。

(事務局伊藤) 芦屋市です。

(市民) 個人としては誰になるのか。

(事務局伊藤) 子育て推進課が保育部門を担当しています。

(市民) 従来の施設を活かすことは検討しなかったのか。

(事務局伊藤) 既存施設を活かすことも実施しております。

(市民) このような説明会に参加することは私たちにとって、仕事外の仕事です。こども園をつくることには誰も反対をしないと思うが、地域で生活をする私たちは、この施設の建設から毎日付き合っていかなければならない。その点で、地域で生活する私たちと考え方に温度差があるように感じる。もう計画を止めたくてももう止められないし、平成29年2月に示されていたことも知らなかった。あなた方は仕事の一環だからいいかもしれないが、我々地域住民は解体からずっと付き合っていなければならず迷惑を被っている。この工事がなければ送ることができていた普通の生活ができなくなっている。これらに関わってきて市に不信感しか持っていない。現在の説明の様子では私たちに対して、誠意ある対応ではないと思っている。このような状態ではこれから先に対する不安や不信感が先に立つ。今日は様々な方が来られているが、この計画を最終的に決定し、取りまとめをするのは誰なのか。

- (事務局岸田) 市立幼稚園・保育所のあり方については市長と教育委員会が合意をし、決定をした内容です。
- (市民) 発議は前任の市長からですか。我々は市の仕組みもわからないので疑問しかない。図面を出されても我々には関係がない。私たちは建築に関しては、素人だし、地域の中にはこども園に関連しない人もいます。
- (事務局岸田) 最終的に決めたのは市長と教育委員会です。
- (市民) JR 南の建設などお金のかかることばかり行っているが、もっと他に金の使い方があるだろう。
- こども園の建設に関して反対をしているわけではないが、あり方や進め方について納得がいかない。あなたたちはこの説明会で終わりかもしれないが、私たちは365日24時間付き合っていかなければならない。
- (市民) 西蔵町は10月以降にダイヤステージ跡地や市営西蔵町住宅跡地に建設されるこども園、宮川護岸のかさ上げ工事、西蔵集会所の改修と工事が重なっている。この期間について、騒音対策や住民の安全をどのように確保していくのか、具体的な方法について、教えていただきたい。
- (事務局伊藤) 現在、工事事業者が決まっていないため、具体的には申し上げられませんが、安全面には十分に配慮をして進めていくということになります。複数の工事が期間的に重なっている件につきましては、認識しておりますので、可能な範囲で調整をしていきたいと思っております。
- (市民) 工事業者の決定については、工事施工による騒音や周囲の被害等がないよう、慎重に決定していただき、早急に安全面の対策をしていただきたいと強く思います。工事業者の選定方法や選定後の安全対策がどのようにいつ決まっていくのか教えてください。
- (事務局尾高) 現在、入札手続きを進めており、適正に入札を行い、9月議会で承認を得て、10月に説明会ができるよう、進めていきたいと思っております。
- (市民) 入札にあたり、安全面を確実に確保できる工事業者の中から選んでいただきたい。議会で説明があった際も施工業者がどのような会社で安全面をどう選定されているのか不透明だと感じます。何社の中から選ばれているのかや大手の方が安全性が高いとかあると思いますが、業者選定の流れを教えてください。
- (事務局尾高) 契約については、別所管で行っているので詳細にはお答えできませんが、工事の施工が可能な業者の中から選ぶということになります。指名という形ではなく、能力のあるところに手をあげていただく方式となります。
- (市民) こども園が建設されることで、南側に住まれている方が北側に水平避難ができなくなってしまう点については町として訴えかけてきたことであ

るが、設計上できないとしても、建設後、町と合同で避難訓練等を行うと言っていたが、設計変更ができない代わりに、具体的にどう身を守っていくかという点についてご説明いただけると住民は安心できると思います。

(事務局伊藤) 南側にお住まいの方には、一度西に抜けていただき、北に避難していただくことに原則的にはなるかと思えます。南海トラフ等において、津波到着までには一定の時間が予想されていますので、西に抜けてからの避難が大きな課題になるかという点はあるかと思えます。ただ、それでも万が一の場合ということもあるかもしれませんので、普段からこども園の敷地に入っただくことは施設の性質上できないが、緊急で敷地内に入らなければならないという状況があればそれをどう実現していくかは今後検討する必要があると思っております。具体的な方法については、避難訓練の内容を含めて、検討していきたいと考えております。

(市 民) 10月以降の工事が重なる期間の安全面についても、万が一の状況が発生した場合の避難経路や方法などについても決まったら、しっかりと示し、周知していただきたいと思えます。

(事務局伊藤) 10月からの工事期間中に安全面をどのように対策していくのかということは事業者が決まった際に工事説明会を実施いたしますので、その場でご説明できると考えております。

(市 民) 工事業者を入札金額で決めるのはやめてほしいです。市営住宅の解体工事の際は近隣への影響が非常に多く、解体工事の弊害を解消されることがないまま、解体工事が終わってしまいました。今回の工事業者の選定では、近隣に補償できる、責任のとれる業者、対応を最後までしっかり行っただけの業者にしていただきたいと思えます。また、近隣住民への対策費を市で確保するか、業者に持たせるといったことをしてほしい。お金がほしいということではなく、近隣への影響が大きいということをおわかっていただきたい。

(事務局伊藤) 業者の選定については、先ほどの説明のとおり、能力のあるところに手を挙げていただき、入札を進めていくこととなります。

(市 民) 能力というのは工事の施工の能力のほかにも補償や近隣の安全への配慮ということは含まれていますか。

(事務局尾高) 施工実績や会社の規模等の項目で評点が決まります。この点数が一定以上ある業者の中から選定するという流れになります。

(市 民) 市営住宅の解体による被害が大きかったため、点数化する項目に補償や環境の点も入れていただきたいと思えます。

(事務局山城) 市営住宅解体の工事説明会において、工事による精神的苦痛に対する金

銭的な補償をしてはどうかという意見もいただきましたが、それはできないと回答をしております。同様こども園の建設にあたっては、精神的苦痛に対する金銭的な補償は行うことはできかねます。

(市 民) 実害のある部分については、精神的苦痛には当てはまらないと思います。また、実際に生活してみなければ十分感じていただくことはできないと思いますが、毎日の工事による影響が非常に大きいものだったと認識していただきたいと思います。

(事務局山城) 市営住宅の解体工事につきましては、ご迷惑をおかけしました。個別で訪問させていただき、詳しく説明をいたしました。工事方法につきましても、様々な方法を検討し、可能な範囲で反映をいたしました。この10月から複数の工事が始まることもありますので、安全対策を十分に配慮し、実施していきたいと考えております。

(市 民) 安全対策ということではない。実際に被害があるところに対して補償がされないことはおかしいと思います。

(市 民) 説明は受けたが、まだ納得はしていません。私たちの話を聞いた結果、このような対策を行いますという説明をしていただきたい。また、できないことだけではなく、様々な方法を検討してほしい。補償ならば協賛金ということもある。お金がほしいわけではない気持ちの問題を言っている。現在このような状況なので、先々のことが心配だと言っている。

(市 民) 家屋調査の方が来られ、工事の影響を確認されていましたが、本当に見ていただきたい部分については、よく調査がされていなかったと感じます。精神的な苦痛も非常にありましたが、実際に被害を受けた部分だけでも補償をしていただきたいと思います。業者は市から補償の対応はしなくて良いと言っていた。

(事務局山城) 対応というのは精神的な苦痛に対する金銭的な補償についてでしょうか。

(市 民) そうだ。何かで支払ってもらわないといけないだろう。業者は工事が終われば利益が出る。近隣に被害があるのに業者が利益を受けるのはおかしい。また、次の工事業者では近隣への影響が出ないように、しっかり選定していただきたい。

(事務局山城) 業者選定については、市の規則に沿った形で行われるので、考えておられる業者と異なる可能性もあります。

(市 民) 近隣に対して、補償ができる業者にしていきたいと思います。

(事務局山城) これまでに、何度も説明をしておりますように、精神的な苦痛に対する金銭的補償はできません。適切に業者選定を進めたいと思います。

(市 民) こども園建設に反対はしていないが、今回のこども園の建設によって、樹木や子ども達の声、砂埃等によって近隣の影響がどのようにあり、その対策をどう考えているか教えていただきたい。

(事務局伊藤) こども園に限らず、保育施設が建設されますと何点か近隣への影響は考えられます。まず、樹木に関する近隣への影響は落葉によるものが大きいと思いますので、可能な限り落葉の少ないものを選定し、こども園・市で剪定等を行い、しっかり管理していきたいと考えております。

(市 民) 宮川幼稚園では現に枝が電柱に絡んでいる。

(事務局伊藤) 宮川幼稚園の様子は把握していませんが、年に1回剪定を行っていますので、あまりにもひどい状況があれば、随時対応をしていくことはあると思います。

また、子どもの声につきましては、完全になくすことはできない点ではあります。運営面で月曜日から土曜日まで園は運営するものの、開園時間である7時から19時までずっと園庭にいるということはありませんので、一定程度音はすると思いますが、ご理解をお願いします。砂埃についても園庭がありますので、なくすことはできませんが、園庭に砂埃がたちにくいような工夫は行ってまいりますが、音と同様に一定ご理解をお願いします。

(市 民) 子どもなので声は仕方ないと思うが、何かしらの対策はしていただきたい。完全に遮音が難しくても、取れる対策については行っていただきたいと思います。また、プールの配置が南側にあり、住宅に近い位置である。プールは子ども達が声を出す部分でもありますので、できたら場所を変えていただきたいと思います。

(事務局伊藤) 組立て式のプールですので、移動も可能ではあります。実際の設置箇所は排水の関係もありますので、自由に動かせるわけではありませんが、工夫できる配置があれば検討したいと思います。

(市 民) プールは夏の間だけだと思うので、その期間だけでも近くに遮音性の高い板等を張っていただきたいと思います。

(事務局伊藤) 置き場所も含めて工夫できる方法を検討します。

(市 民) 園全体が囲われてしまうことで南側の住宅が袋小路となります。避難の方法の一つとして、園舎の屋上部分を活用できると説明はありましたが、建物が倒壊した場合の避難経路として、北に避難する道を人が通れる幅だけでよいので、確保してもらえませんか。一度自治会を通じてお願いをしたところ、断られました。何かあったら堤防の上に逃げてくださいと言われていましたが、そこまでの道がない家もあるので、皆が周回できる細い道が

ほしいです。

(事務局伊藤) 緊急的な場合の避難方法については、何らかの方法を検討する必要はあると考えていますが、通路をこども園の中につくるということは施設の特
性上難しいところがあります。

(市 民) 工事の間も使わせていただいていた道を残すことはできませんか。自治
会で物を出す時にも行って帰るのは大変です。今回のように囲われてしま
うと避難がとても大変なので、どこかに抜ける道があればいいと思ってい
ます。

(事務局伊藤) 現在、使用いただいているのは工事期間中のみの道となりますので、建
設後も同様に使用していただくのは難しい状況です。災害時、西へ避難で
きないという状況が起こり得るならば、そういった場合の避難に使用でき
る方法や工夫については別の形で方策は考えていきたいと考えておりま
す。

(市 民) 工事が始まっていない今ならまだ変更ができると思います。

(事務局伊藤) 建物を整備する中で、工事期間中の道を残すことは難しいですが、何か
しらの方法を考えたと思います。

(市 民) 説明会で市長が説明を行うことはないのか。

(事務局伊藤) 説明を行う担当は我々が担っております。

(市 民) 行政の対応であれば、一度くらい市長が来て説明を行えばいいのではな
いか。市長に説明会に出てくるよう言ってもらうことはできないのか。市
長は市民に寄り添うことをキャッチフレーズにしていたので、ぜひ来てい
ただき、意見を聞いていただきたいと思う。

(事務局伊藤) 市民の皆さんの声を聞いていきたいというお考えですが、このような場
という想定はしておりません。

(市 民) だめだという話だけでなく、歩み寄る姿勢が必要なのではないでしょ
うか。

(事務局岸田) ご意見があったことを市長にお伝えいたします。

(市 民) 今後の行政はしっかりしていただきたいと思いますので、淡々と仕事を
するだけでなく、ここで対応する姿勢を見せていただきたいと思います。

(事務局三井) ご意見をいただいたと市長にお伝えいたします。

(市 民) 保育室が1階と2階にあるが、各保育室に防音設備など声が外に漏れな
いような工夫はされていますか。

(事務局尾高) 今までの保育所や幼稚園の建物と比べて、遮音性は高くなっておりま
すが、運営上窓を開けることもあるので、完全な防音対策は困難であると考

えております。

(市 民) 解体工事の時にも感じましたが、防音シートや塀があるだけでも少しは音を遮っていると思います。砂埃の対策にもなると思いますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

(事務局伊藤) 園庭には簡単に砂埃が舞い上がらないような措置はいたします。

(市 民) 塀についても最底限度の予防や対策を行っていただきたいです。

(事務局伊藤) 子どものいる施設ですので、物々しい対策はできませんが、工夫したいと思います。

(市 民) 規模も大きいですし、幼稚園では夏休み等がありますが、こども園はそうではなく、人数も非常に多いため、できる対策は行っていただきたいと思います。

(事務局伊藤) 工夫できるところは行っていききたいと思います。

(市 民) 皆さんの良い建物を作りたいという気持ちはわかりますが、近隣住民のことも同様に考えていただきたい。ずっと芦屋に住んでいますが、こども園の建設のことばかり考えておられて、解体工事で実害があっても補償はされず、近隣のことを考えていないように非常に寂しく感じます。現在の家に住み始めて1年だがその頃、この計画はなかった。日頃使用していた道が不便な袋小路となり、工事による損害等、近隣住民への配慮ができているとは思えない。解体工事によって、実際に被害を被っているにも関わらず、損害賠償は行わないということは、我々は訴えの手続をしないといけないのでしょうか。

(事務局山城) 解体の工事説明会でも申し上げましたが、精神的な苦痛に対しての金銭的な補償をしてほしいという要望については、行うことができないと回答をいたしました。訴訟には様々なご判断があるとは思いますが。

(市 民) 市として、市が行う事業の中でも住民に対する実害に対応することもできないということでしょうか。

(事務局山城) 事業損失補償という考えはあります。解体工事着工前の事前調査と工事終了後の事後調査を行い、業者の方がまとめ、個別となりますがご報告する場を近々に設けたいと考えております。

(市 民) そのような話はなかった。

(事務局山城) 以前の説明会で、施工業者からの発言でお話をしております。今準備をしておりますので、またご訪問させていただきます。

(市 民) こども園の建設にあたり、現に困っている市民がおりますので、そのようなことに対して、真剣に考えていただけたらと思います。

(市 民) 行政の進め方に納得がいかないということである。みなさんの立場もあ

と思うが、誰が見ても納得ができるよう、必死になって取り組んでいきたいと思います。

(市 民) 一昨年、南側の住宅が袋小路になってしまい、津波が来た際に海側に逃げなければならなくなってしまうといったことで市に陳情に行きました。施設の中に通る道を作っていただくことは困難でもその端に人が通れるだけの道を作れないかという相談も無理だと断られました。市議会への陳情も却下・据置きのようなことになっている。市には様々な活動でボランティアとして、協力をしてきました。精神的な苦痛に対する補償については難しくてもしっかり聞き取っていただき、また、実害のある部分に関しては、補償はできるのではないかと思います。

(市 民) 音や声、砂埃の対策等を踏まえた見積もりで入札をかけてはどうでしょうか。

(事務局尾高) 入札については、本日ご説明した内容で発注し、入札手続きをすでに行っている状態です。

(事務局山城) 本日、説明をさせていただいている内容で発注の手続を行っています。ご意見いただいた内容につきましては、一度持ち帰り検討した上で、できる範囲は反映したいと思います。

(市 民) 西蔵町は行政に対して2度陳情を行ったが対応はしてもらえなかった。北への避難についても要望は通らず、地域住民は強い思いがある。この計画は保護者の方や地域との協議や説明を重ねず、出されたため、今回のような地域からの声につながっているのではないのでしょうか。新市長からも市民の皆様の声を聞いていくという答弁もありました。皆さんの本日の対応はそのように感じられない。地域住民は騒音等で困っている状況があるにも関わらず、想定せず、入札を行うのはおかしいのではないかと。

(事務局尾高) 今の計画で発注は行いますが、フェンスや騒音対策について全く変えないということではなく、持ち帰って検討させていただくことになります。

(市 民) 説明に心がこもっているようには感じられない。金銭的な補償への対応だけではなく、もっと話を聞いてほしいといっています。何度いっても変わらない姿勢はおかしいと思います。

(事務局三井) 具体的な対応につきましては、一度持ち帰り、できるものとできないものがありますが、検討させていただき、可能な範囲で反映していきたいと考えております。現在の手続の流れとして、実施設計を終え、発注のためには積算が必要となりますので、現計画での積算を行い、発注をしている段階という説明をさせていただきました。その後、みなさんからいただい

たご意見である袋小路となってしまう住民の方の避難方法や南側のフェンスの形など、持ち帰って検討した内容の中から反映できる点を変更していくという流れとなります。

(市 民) 精神的苦痛の認定は難しいが実害については入札のときに対策費や保険等を考慮することで業者も対応が可能だと思います。

(市 民) 5ページの図面の南側にフェンスや植栽があるかと思いますが、どのように設置されますか。

(事務局尾高) 南側に一点鎖線があります。こちらがフェンスとなり、施設から見て、植栽の外側にフェンスがございいます。

(市 民) 植栽の北側にある線は何を示すものでしょうか。

(事務局尾高) 園庭の雨水を受けるための側溝の線となります。

(市 民) フェンスを側溝の位置にし、東側だけ植栽ではなく芝生にすれば、外側に通路ができるのではないかと。

(事務局尾高) 防音や目隠し、園庭の環境も考えてこのような計画にしております。

(市 民) フェンスはどのような仕様を検討されていますか。1mほどブロックを積み、その上にフェンスにすると砂埃が少しはましにはなるかと思えます。通路についても、自然に通路になるような形であればいいと思えます。

(事務局伊藤) フェンスと植栽の位置関係につきましては、樹木の維持管理や子ども達が植栽に触れることができる位置ということで、図面上の配置で進めたいと思っております。フェンスの形状については、持ち帰って検討させていただきます。

(市 民) フェンスが敷地ギリギリに設置するというのですが、以前はこのフェンスはもっと下がり、道路から少し乗り入れても大丈夫だと聞いていました。

(事務局三井) 以前に話をしたときは、現在より道路幅がもっと狭かった時点でのお話だったと思えます。道路幅が狭いことへの対応としてフェンスが下がるという手法も一つというお話をさせていただきましたが、結果としては道路幅を広げる方法を取らせていただきました。フェンスは敷地境に設置をしまして、フェンスの形状については今日出たお話を含めて検討をしたいと思えます。

(事務局内野) 以上をもちまして、本日の説明会を終了させていただきます。